

タイトル	差押禁止財産である児童手当金が銀行預金に振り込まれるのを「狙い撃ち」した滞納処分の差押の違法性
著者	藤中，敏弘；FUJINAKA, Toshihiro
引用	北海学園大学法学研究，50(1)：211-224
発行日	2014-06-30

〈判例研究〉 差押禁止財産である児童手当金が銀行預金に振り込まれるのを「狙い撃ち」した滞納処分の差押の違法性

第一審

鳥取地方裁判所平成二一年（行ウ）第三号 平成二五年三月二九日判決 金融・商事判例第一四一九号五一頁、判例地方自治三七三三九頁

第二審

広島高等裁判所松江支部平成二五年（行コ）第七号 平成二五年一月二七日判決 金融・商事判例第一四三二二八頁

藤 中 敏 弘

【事実の概要】

滞納者Xは平成二〇年六月当時、個人事業税・自動車税を合計約二十九万円滞納していた。そこで、鳥取県東部総合事務所長Yは滞納税金徴収のため、鳥取銀行鳥取駅南支店のX名義普通預金口座残高一三万七三円の預金払戻請求権（預金債権）の差押を行った。

この普通預金の差押金額は、平成二〇年六月一日九時に振り込まれた差押禁止財産である「児童手当」一三万円と二ヶ月半前からの残額七三円の合計額であり、差押は銀行開店直後の同日九時九分に行われた。

その後Yは預金の即時取立て・配当を行い、配当計算書（Xあての配当計算書には配当期日の記載を欠く）と債権差押調書謄本をXに郵送し、同月一二日に取立預金を受け入れ、同月一九日に換価代金等の交付、同月二四日に滞納税金の充當を行った。

Xは六月一日鳥取県知事に対し審査請求を行ったが、翌年三月一九日付けで差押処分取消し・差押範囲の縮減の求めを却下、その余の請求に係る部分を棄却された。そのため、XはYに対し差押の取消し、配当の取消し・無効確認を求め

るとともに、不当利得返還請求、予備的に国家賠償の請求の訴えを提起した。

【第一審の判旨】

1、配当処分取消訴訟について審査請求前置を充たすか

差押処分と配当処分とは、形式上は別個の処分であるものの、一連の滞納処分の手続に包摂され、租税債権の徴収という同一の目的に向けて、段階的に発展する関係にあるとみることができるところ、先行する差押処分に対する審査請求と同一の理由で後続の配当処分に対する審査請求をすることは実質的に無意味であるから、後者に対しては行政庁に対する審査請求を経なくても、同処分の取消訴訟を提起することができる。

2、訴えの利益について

滞納処分による債権の差押は、租税債権の徴収のために行われ、第三債務者からの取立てにより、処分の目的を達してその効果が消滅するものであるところ、処分行政庁は鳥取銀行から取立てたのであるから、本件差押処分はその目的を達し、法的効果は既に消滅している。したがって原告には、本件差押処分を取消することによって

回復される法律上の利益は存しないというほかないから、本件差押処分取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、不適法であるから却下されるべきものである。

なお、訴えの利益を否定したとしても、差押処分の違法は後続処分の配当処分に承継されると解されるので、配当処分の取消訴訟で差押の違法を主張すれば原告の救済手段を欠くことにはならない。

3、預金債権が児童手当の性質を承継するか

差押禁止財産である児童手当が銀行預金口座に振り込まれた場合、法形式上は児童手当受給権は消滅し預金債権という別の債権になり、受給者の一般財産に混入し、児童手当としては識別できなくなる可能性があり、国税徴収法上の差押が債務者、第三債務者を審問することなく発令され、預金の原資をあらかじめ調査する仕組みを採用していることから、児童手当が銀行口座に振り込まれた場合には、原則として、その全額の差押が許されると解するのが相当である。

4、「狙い撃ち」の滞納処分可否

児童手当法の趣旨に鑑みれば、処分行政庁が、差押処分に先立って、差押の対象として予定している預金債権

に係る預金口座に入金されることを期待した上で、実質的に児童手当を原資として租税を徴収することを意図した場合において、実際の差押処分の時点において、客観的にみても児童手当以外に預金口座への入金がない状況にあり、処分庁がそのことを知り又は知り得べき状態にあったのに、なお差押処分を断行した場合は、当該処分は、客観的にみて、実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があったものとして、違法なものと解するのが相当である。

5、不当利得返還請求について

本件差押処分は権限を濫用したもので違法であり、後続の配当処分も違法で取消されるものであるから一三万七三円は不当利得である。被告が本件差押の原資が児童手当によるものであることを認識していたとしても、預金口座に入金さえすれば適法に差押可能と解釈し執行した場合に悪意の受益者と評価することはできない。よって悪意利得の請求は理由がない。

6、国家賠償請求について

本件差押・配当処分は違法であるが、被告の職員が違法性の認識を有していたとまでは認められないことに照

らせば、そのことから直ちに本件差押処分及びこれに引き続く一連の滞納処分に国家賠償法一条一項の違法があったとの評価を受けるものではなく、被告が差押対象財産を調査、選択するに当たって、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押えをしたと認めるような事情がある場合に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当である。

本件は、原告が本件預金の他目立つた財産を有していない可能性を十分に認識した上で、児童手当を原資とする本件預金をあえて選択執行し、差押禁止債権でも預金振込み後は適法な差押であるとの解釈に基づくものである。あつても、児童手当法の趣旨に反し、原告家族の生活に重大な不利益を及ぼしうることは容易に想定できたはずであるにもかかわらず、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押を執行したものであるから（原告の陳情にも手続停止等を検討した形跡もない）、被告が差押対象財産を調査、選択する過程に裁量の逸脱又は濫用があるといわざるを得ない。したがって、本件差押処分及びこれに引き続く一連の本件滞納処分には、国家賠償法一条一項の違法があつたと解される。

【第二審の判旨―変更（確定）】

高裁判決は、配当処分の取消請求・無効確認請求に係る訴えにつき、訴えの利益がないとして却下し、国家賠償請求を認めず、不当利得返還請求に限り認めるという判決の変更を行った。

1、差押処分取消請求の訴えの利益

滞納処分の債権の差押は、徴税吏員が差押えた債権の取立てを行うことによりその目的を達して法的効果が消滅するものであり、本件差押処分を取消することによって回復すべき法律上の利益は存在しない。

2、配当処分の取消請求・無効確認請求に係る訴えの利益

配当処分が取消され、その無効が確認された場合には、徴税担当官署は配当を受けた受領者に返還を求めることになるが、それを取立てを受けた者に対し返還する義務を負うものではないところ、本件配当処分の取消し・無効確認によって回復すべき法律上の利益は存在しない。

3、不当利得返還の成否

差押禁止債権に係る金員が銀行口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押禁止債

権としての属性を承継するものではないが、処分行政庁が児童手当の振り込まれる日であることを認識した上で、振り込まれた九分後に本件預金債権を差押えた差押処分は、児童手当相当部分は実質的には児童手当を受けられる権利を差押えたのと変わりないと認められ児童手当法一五条の趣旨に反し違法であり、保有する法律上の原因がない。しかし、処分行政庁が法律上の原因のないことを認識していたとは認められないから、悪意の受益者には当たらない。

4、国家賠償請求の成否

差押禁止債権が預金債権に転化した以上差押も許されるという見解も相当の合理性があるところ、処分行政庁がそのような見解に立って差押えたことにつき、不法行為を構成する故意・過失があるとはいえず、本件配当処分についても同様に不法行為になるとはいえない。したがって、国家賠償法上の請求は認められない。

【評釈】

(1) はじめに

昨今の租税徴収実務に関しては、租税徴収の基本法である

国税徴収法を不当に行使し権限を濫用するような事例が多発し、現場に従事していた職員からもその行き過ぎた執行状況に問題の提起がなされている¹⁾。

本件はそのような実務のなかで、今日特に多用されている「狙い撃ち」による銀行預金の差押について判断したものである。差押禁止財産が、預金に入金後その差押執行の是非が争われた事例につき、私法上の判断がなされたものはあるが、本件は滞納処分の事例として公刊された判決としては恐らく最初のもので、今日の租税徴収実務の問題を考えるうえでも重要な判決であることからこにとりあげる。

近時行われている、実務上「狙い撃ち」による預金差押とは、銀行開店と同時に振り込みを待ち構えて、「給与」「売掛金」「保険金」「借入金」「各種公的資金」等預金債権とは別の債権を「狙い撃ち」し、入金直後に普通預金として差押える手法である。

今日、普通預金は貯蓄機能としてよりも、むしろ決済機能として様々な入金・出金・振替等の役割を担っている。例えば、「給与」は労働基準法上「通貨直接払い」を原則としているが、多くの事業所では預金への給与振込みが日常化している。

各金融機関は、ペイオフ解禁後「決済専用普通預金」を商品化し、これを利用している預金者も多い。国税徴収法上「預金」は滞納者の財産として差押の対象となるものとして立法されている点を強調すれば、決済機能に特化しているような預金を「狙い撃ち」することの是非については再考する必要がある。

また、本来国税徴収法が各種の財産を分類し、差押の要件や効果を規定していることからすれば、自力執行権や質問検査権が用意されているのに、迂回的手法を用いて正攻法で差押を行うことを回避する実務上のやりかたに警告を与える必要がある。

それでは何故、実務においてこのような手法がとられているのかといえば、第一に他の債権差押に比べ、納税者からの異議・苦情を回避しやすいことがあろう。例えば「売掛金」の差押であれば、取引先つまり第三債務者に対する税務調査（反面調査）を行う必要があり、時間的な制約、反面先の調査協力等の問題や、差押え後の異議申立てへの対応等を処分庁は回避できる。つまり、預金差押は他の債権差押に比べ、第三債務者に対する調査上の困難さ・プレッシャーを回避でき、差押え後即時に取立てができることから納税者の

異議申立て、納税の折衝時間を与えず、苦情を回避できるという意向が処分庁側に強く働くことになる。第二に手続の簡便さを指摘することができる。他の債権であれば債権の特定・履行期限・差押禁止・支払方法・相殺等様々な法的問題をクリアし差押を執行する必要があるが、預金はそのような煩雑さがなく残高を確認することで差押が可能である。第三に、差押に至る事前調査は預金の照会文書で残高・入出金実績を照会できる上、全店照会により他の支店分の情報も入手でき、これにより、他の債権の調査を省略し、安易に「狙い撃ち」を実行している傾向がみられる。

しかし、これらの実務のやり方は、納税者の権利保障の観点から大いに問題があり、国税徴収法の制定趣旨、執行手順から乖離するものである。

以上の点を踏まえ本件判決内容を考察していくことにする。

(2) 審査請求前置主義

高裁判決については、審査請求前置につき審理していないが、本事例の重要性からこの点についての問題を検討する。地方税法における滞納税金の徴収については、国税滞納処

分の例によることとされ、その処分不服がある者は都道府県税においては、都道府県知事が自ら行った処分については「異議申立て」、地方事務所などの所長の処分は都道府県知事への「審査請求」を行わなければ原則として訴訟を提起することができない。⁽²⁾

普通預金の差押から換価（取立）さらに滞納税金への充当過程をみると通常次のような処分過程を経ることになる。

- ① 第三債務者たる金融機関に臨場。質問検査権を行使し預金種類・預金残高・与信・入出金等を確認し差押の執行（債権差押通知書を作成し第三債務者へ交付）し、即時に預金の取立てを行う。
- ② 配当処理（差押の競合、残余金等を確認の上、滞納者等に配当通知書を郵送）
- ③ 取立債権（換価代金）の交付
- ④ 滞納税金への充当

以上の処分過程において、実務的には債権差押調書（⁽³⁾ 謄本）及び配当計算書が滞納者に送付される書類となり、処分に対する異議申立ての機会となりうるものである。

このうち、配当処分に関しては、国税は「通常の不服申立て」と「配当計算の異議」の二つの制度が用意されている。⁽⁵⁾ 両者

の関係については後者がより直截的な救済手続であり、国税の場合は両者の申立期間がともに換価代金等の交付期日までとされており、⁽⁶⁾ 地方税に関してはこれに相当する規定は存しないが、⁽⁷⁾ 同様に解すべきであろう。

両者の関係については、通常の異議申立てはできないと解すべきとする見解もあるが、⁽⁸⁾ 実務的には「通常の不服申立て」と「配当計算の異議」は両立し、併せて申し出ることを認めている。⁽⁹⁾

審査請求前置主義を訴訟要件として地方税法一九条の二が採用する理由は、一つは租税訴訟の大量性に対処するためであり、もう一つは課税処分のような専門的・技術的な問題に対する争点整理のためである。⁽¹⁰⁾ 滞納処分に関しては、後者の点はあまり問題とならず、処分の大量性及び安定性が主たる理由と考えるべきであろう。

この、審査請求前置主義に対する例外として、行政事件訴訟法八条二項（国税に関しては国税通則法一一五条一項三号）は「著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合」「正当な理由がある場合」を規定している。

前者の要件が認められた事例としては、差押財産の公売が切迫している場合⁽¹¹⁾あるいは公売が開始されている場合、⁽¹²⁾ 弁護

士事務所の備品等の差押に関し公売の結果、職業上の支障をきたすおそれがある場合等がある。後者については、滞納処分の事例は見当たらないが、課税処分の事例として、二つの処分が相互に密接な関連を有し実質的に同一の処分である場合¹⁴、二つの処分の理由・争訟の攻撃理由が共通で処分庁の判断が既に一つの不服申立てでなされている場合等において認められている¹⁵。

本件地裁判決においては、これらの点を検討することなく配当処分に関し審査請求を経なくても取消訴訟を提起できると判断している。その理由は差押処分と配当処分を事実上一つの処分とするものである。確かに、債権差押に関しては、差押処分を執行し滞納税金に充当する一連の手続は、動産や不動産の差押処分と異なり公売処分が介在しない。まして、普通預金の場合履行期限が即時であり、差押と同時に取立て処分が行われ、配当処分までの期間も七日間しかない。そういった意味では、普通預金の差押に関して言えば、差押処分と配当処分は形式的には別個の処分であるが一連の手続であるという地裁判決の考え方もあながち否定することはできない。

しかし、滞納処分全体の仕組から考えると差押処分と配当

処分は別個の処分であり、訴訟要件として不服申立前置主義が採用されている以上、本件も審査請求前置主義が採用されるその例外規定の該当を判断すべきであった。本件に関していえば、著しい損害を避けるための緊急性、差押処分と配当処分の二つの処分の違法事由の共通性から正当理由が認められるものと解される。また、実際上の手続として債権差押調査（謄本）と配当計算書が同時に滞納者に交付（郵送）される点も考慮すべき事項の一つと考えられよう。

(3) 差押の訴えの利益

普通預金の差押については、債権差押通知書が第三債務者に到達したときに効力が発生し¹⁶、換価権に基づき取立てを行う。したがって、滞納者がこの事実を了知し不服申立ての機会が与えられたときは、既に一連の差押手続きは完了していることになる。これは、例えば、定期預金の差押は満期日までは預金の取立てができず、郵便貯金の通常貯金は実務上、取立ての意思表示を差押え後改めて行うことが要求されていることと著しく異なるものである。

本件地裁・高裁の両判決は、預金を差押え、取立てを行った後は処分の目的を達して、法的効果が消滅し「訴えの利益」

が存在しないとしている。だが、この見解を採用した場合、普通預金の差押は差押と同時に取立てを行い、被差押権者が差押の事実を知ったときはこの処分¹⁸の取消しを求めることができないという実際上の大きな問題が生じる。

しかし、原則的には行政処分が消滅・失効した場合は訴訟を継続する意味はなくなり、権利保護は無益になる。そのような場合にあっては、処分の取消しを認めなければ回復できない権利・利益がある場合は「訴えの利益」は認められることになる。

債権差押に関しては、債権の履行期限が到来しその取立てが済んでしまえば差押処分の執行の目的は達成されることになる。したがって、この点に関する限り判決の趣旨に異論を挟む余地はないように思われる。取消しによって回復すべき法律上の利益に関しても、差押や取立ては租税債権という実体法上の権利を実現するための手続又は手続き上の権利にすぎず、それ自身が預金取立てによって取得された金銭の保持を処分庁に認める「法律上の原因」（民法七〇三条）となるものではないから、差押が取消されなくても不当利得返還請求が可能であることを理由に否定的な判決も存在する¹⁹。金融機関の手続として、差押が取消されれば無権限者に対する預金

の過誤払いとして原状回復することは事実上可能であると思われるが、安易に訴えの利益を延長させることはその名目探しを促すだけであるとの批判もあり¹⁹、納税者の権利保護の観点からは問題を残すが判決の結論を是認せざるを得ないと思われる。

なお、地裁判決は差押と配当処分は、一連の手続を構成する先行処分と後行処分と捉えて訴えの利益の判断を行っているようにも思える。

(4) 配当の訴えの利益

配当異議の申立てについては、前述したとおり「通常不服申立て」と「配当計算の異議」の申立てについて考慮しなければならぬ。「通常不服申立て」に関しては、処分の取消しを求めるもので、「配当計算書の異議」は配当金額の訂正を求めるものであるとの見方もできようが本質的な結果の差異はないと考えるべきであろう。すなわち、配当処分自体の取消しを行ったとしても、新たに処分をしない場合は配当計算の更正処分と同じ内容の処分が行われるわけであるから本質的な差異はない。

本件の場合、配当処分に対する審査請求がなされていない

かったが、差押に対する審査請求を行っている事実があり、これを前提に配当処分の訴えを認めた地裁判決は結論的には正当である。これに対し、高裁判決は配当処分が取消され、その無効が確認された場合には、徴税担当官署は配当を受けた受領者に返還を求めことになるが、それを取立てを受けた者に返還する義務を負うものではないから、配当処分の取消し・無効確認によって回復すべき法律上の利益は存在しないとしている。

しかし、この判断については問題があろう。本件の場合でいえば交付先としての処分庁が認められなくなることから、取立てた預金金額は残余金交付として滞納者に交付すべきことになろう。以上の点からすれば、徴収担当官署は再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるに過ぎないわけではなく、配当金を交付する義務が課せられ、取立てを受けた預金は残余金として納税者に交付し、納税者は差押金額を受取ることができる法律上の利益が存するといえよう。

したがって、高裁判決が訴えの利益なしとしたことには疑問である。

(5) 不当利得返還請求の成否

本件地裁・高裁判決とも差押が違法で法律上の原因がないとしているが、その理由は異なっている。地裁判決は、本件差押に関して「権限の濫用」であるという評価を行っている。つまり、児童手当が差押禁止債権であることを知しながら、預金に化体すると差押が許されることを奇禍として、「狙い撃ち」した差押手段を問題としている。これに対し、高裁判決は、実質的に児童手当を受ける権利自体を差押えたのと変わりないとの評価をしている。つまり、振込み九分後の預金債権の差押という点を重視し、差押禁止債権である児童手当の属性の継承を認めたとも評価できる。しかし本件は、受取機能しか有していない預金口座に関し、銀行の開店と同時に差押えをした事に問題がある。近時の公租・公課徴収実務が、各種債権の決済が預金を通じて行われ口座振込みがなされると、預金債権という別個の債権となり振込み前の債権の属性を継承しないという判例をもとに、差押禁止財産の給与や、買掛金と相殺されそうな売掛金を差押えるという手法が問題なのである。この手法が、国税徴収法及び児童手当法の趣旨を没却するものであり、判決の結論に差異はないが地裁の判決理由が本件の事実を正確に捉えているように思われ

る。

(6) 国家賠償請求の成否

国家賠償の成否の判断については両判決とも、奈良民商事件^②の判断基準、すなわち職務行為基準説を引用し差押処分^②の執行にあたって「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然」と差押えをしたかという点について検討している。

奈良民商事件の評価については、税務行政における課税処分に限定してその判断基準が示されたとする見解もあるが^②、今日課税処分に限らず滞納処分や納税猶予のような申請行為^②に関しても、広く租税職員の行った行為に対して適用されている。

職務行為基準説に対する批判や取消訴訟との関係等については別稿に譲るとして、本件においては地裁と高裁の結論が異なったという点に関し検討する。

高裁判決は以下の三点を以って処分行政庁の違法性を否認している。第一に、処分行政庁が「狙い撃ち差押」を行ったことを認めつつ、差押禁止債権であっても預金に化体すれば差押えることは違法ではないと一般的に解されており、最高

裁判決からも許されると解されることには相当の合理性がある。第二に、処分行政庁と滞納者の納付交渉から処分行政庁が滞納者の任意納付が期待できず、差押によって徴収することした判断は不当ではないから、徴収権限の濫用、信義則違反にはならない。第三に、処分行政庁は滞納処分の停止（地方税法一五条の七第一項二号）に当たるか否かの調査・検討義務はなく、納付交渉から処分行政庁がこれに該当し得ると認識ができた事情は見出せないから、滞納処分の停止をするか否かを調査・検討しなかったことが違法であるという主張も採用できない。

これに対し地裁判決は、滞納者が本件預金債権のほか他に目立った財産を有していない可能性を十分に認識した上で、本件児童手当を原資とする預金債権をあえて選択して差押えたもので、預金債権に化体した場合適法な差押であるとの解釈に基づくものであったとしても、そのような解釈が児童手当法の趣旨に反し、滞納者家族の生活に重大な不利益を及ぼしうることは容易に想定できたはずであり、差押手続の直後に陳情を受けた際にも事実関係を調査し手続の停止等を検討した形跡もないことを理由に差押処分の違法性を認めた。つまり、差押対象財産を調査、選択する過程に裁量の逸脱又は

濫用があり、この点が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件差押を執行したと認定したのである。

両者の違いは、預金に振り込まれた債権がその属性を有しないとする最高裁判決の趣旨に関する理解の差異によるとの見解もあるが、むしろこの違いは民事執行と異なる滞納処分⁽²⁾の性質とそれを執行する職員の権限等の捉え方の違いによるものと評価できる。すなわち、滞納処分に従事する職員は質問検査権により滞納者の現況等を容易に把握することができ、また、財産調査や収入の状況も調査文書や臨場調査、場合によっては搜索権も行使することによりその全貌を把握できることになる。このような権限を行使したうえで任意納付の可能性がなく、納税資力がある場合は強制処分を執行することは問題がない。

しかし、滞納者の状況を把握せず滞納税金の多寡等も勘案せず性急な執行を行った場合、比例原則違反となりうる場合も想定されよう。更に差押財産の選択に当たっては事業活動や生活に影響が少ないものを優先的に差押えすべきでありこの点の判断がなされていたかも検討すべきである。つまり、質問検査権に基づく滞納者の現況把握は滞納者が調査に非協力的であっても、一定の情報を収集することは可能であり、

本件はその行使を怠っていると評価せざるを得ない。また、徴税職員は質問検査権と並び自力執行権も付与されており国税徴収法の仕組から差押の執行に当たっては、特別の事情がない限り元債権の執行を優先すべきであり元債権の執行をできるのにあえてそれを行わないで、決済方法が預金振込みである点を捉え迂回的手法で預金差押を執行するのは権限の濫用であると評価することもできよう。

以上の観点からすれば、高裁判決が差押の執行のみを捉え徴税職員の権限行使の評価をまったく行っていない点に關し違和感を覚える。地裁判決はその点十分とはいえないが滞納処分の仕組を理解したうえ本件の判断を下しているのは正當であろう。

(7) まとめ

本件は、今日租税徴収実務において安易に利用されている差押執行手法の事案である。ある種の入金を狙い撃ちし、入金と同時に差押を行い預金者の払出しの機会を阻止し取立てを行うというものである。

この種の差押の執行には大きな二つの問題点が存在する。一つは、普通預金の差押に關しては差押と同時に取立ても行

い、一連の処分を完了させてしまったあとで、納税者に差押の通知が届くということである。租税に関する処分は、不服申立前置主義がとられ、違法のみならず不当な行政処分の見直しの機会を行政庁に与えている。これらの手続が訴えの利益という観点から無意味なものとなってしまうと、行政庁側のやったもん勝ちの行動を助長するおそれがある。この点は法律の改正が望ましいが、現状においては実務的取扱いとして、差押え後の取立てに関しては納税者の権利を尊重し不服申立ての機会が奪われないよう、一定期間の取立てを禁ずる措置をすることが必要であろう。

第二には、元債権の差押が可能であるのにあえて本件のような迂回的手段をとる差押は権限の濫用といえよう。租税債権の確保のため国税通則法・国税徴収法は質問検査権、自力執行権を付与し、ある種の財産には差押の制限を行っている。このように一定の権限の行使を前提に各種財産の差押の要件や制限が規定されている立法趣旨に従い処分の執行をすべきであって、違法ではないことを理由に無制限に迂回的処分を認めるべきではない。例えば給与や保険、各種の給付金はもとより売掛金等も預金に化体しなければ差押の手段がない、あるいは時間的な制約がある等の特別の事情が存在しない限

り、入金を狙い撃ちする差押は認めるべきではないだろう。以上の点に関し今後も理論の形成、実務の動向を注視していかねばならない。

注

- (1) 東京税財務研究センター『差押え―実践・滞納処分の対処法』一九九頁（東銀座出版社 二〇一二）
- (2) 地方税法一九九一条一項二号、同法一九九一条の二、行政不服審査法五条および六条
- (3) 国税徴収法五四条、同法六二条二項、令二一条三項一号
- (4) 国税徴収法一三一条、令四九一条一項各号、規則第三条（別紙第一〇号書式）
- (5) 国税通則法七五条以下・国税徴収法一七一条（一般の不服申立て）、国税徴収法一三三条二項（配当計算の異議）
- (6) 国税徴収法一七一条一項四号、国税徴収法一三三条二項
- (7) 地方税法一九九一条の四第四号
- (8) 浅田久治郎『租税徴収の理論と実務』三四一頁（金融財政事情研究会 一九七〇）
- (9) 国税徴収法基本通達第一三三条関係一三
- (10) 金子宏『租税法』七二七頁（弘文堂 第二版 二〇〇七）
- (11) 大阪地判昭二四年七月一九日行裁月報一八号七六頁、京都地判昭二九年九月二九日行集五卷一二号二九六八頁
- (12) 大分地判昭四〇年一二月一〇日行集一六卷一二号一九〇九

- 頁、東京地判昭三四年五月二八日行集一〇巻五号九五八頁
- (13) 松山地判昭二七年一月三一日行集三巻一号一六〇頁ただしこの事案は控訴審・最高裁で否認された(最判昭二九年三月二六日民集八巻三号七二一頁)
- (14) 福岡地判昭五九年九月五日行集三五巻九号一三四一頁、東京高判平二三年二月一六日税資二六一号一六一二頁
- (15) 大阪高判平二年二月一九日税資二〇巻一〇号一四八頁、東京地判平二三年七月一九日税資二六一号一七七一四頁
- (16) 預金の差押については、原則として送達を受けるべき者の事務所(国税通則法一二条一項、地方税法二〇条一項)へ書類を送達することから、本店に送付すべき(商法五四条二項)であるが、実務上は支店に臨場した場合支店あて書類を交付している。さらに、効力発生要件として納税者への書類送達は要件とされない(国税徴収法六二条一項三号)
- (17) 郵便貯金については徴収職員の払戻し請求に基づき、払戻証書の郵送を受け郵便局で払戻しを受ける仕組になっていることから、即時取り立てができない(国税徴収基本通達六二条関係一―一九)
- (18) 高松高判松江支判平六年三月三〇日判例集未搭載
- (19) 芝池義一『行政救済法講義』五八頁(有斐閣 三版 二〇〇六)
- (20) 最判平一〇年二月一〇日(北見信用金庫事件)金法一五三
五号六四頁
- (21) 最判平五年三月一日民集四七巻四号二八六三頁
- (22) 宇賀克也『国家補償法』五八頁(有斐閣 一九九七)
- (23) 国税徴収法基本通達四七条関係一―一七(二)